

拡大集中許諾制度の検討について

平成29年7月28日

文化庁著作権課

平成26年度 著作権分科会法制基本問題小委員会

拡大集中許諾制度の検討

【平成26年度 著作権分科会法制基本問題小委員会】

- 著作物等の流通推進のための権利処理の円滑化に係る課題の検討の中で、拡大集中許諾制度について審議。

<示された意見>

- 拡大集中許諾制度は、権利者不明著作物も含め大量の著作物等の権利処理を行う上で、利用者にとって、窓口の一元化や権利者検索費用、取引費用の低減といった観点から、利便性の高い制度となり得る。
- 一方で、集中管理団体が、委託を受けていない著作物等の利用について許諾することができる根拠について疑問を呈する意見や、裁定制度の見直しによる効果を見極めた上で検討が必要であるという意見、権利の集中管理の進展状況を踏まえつつ検討することが必要であるとの意見が示された。

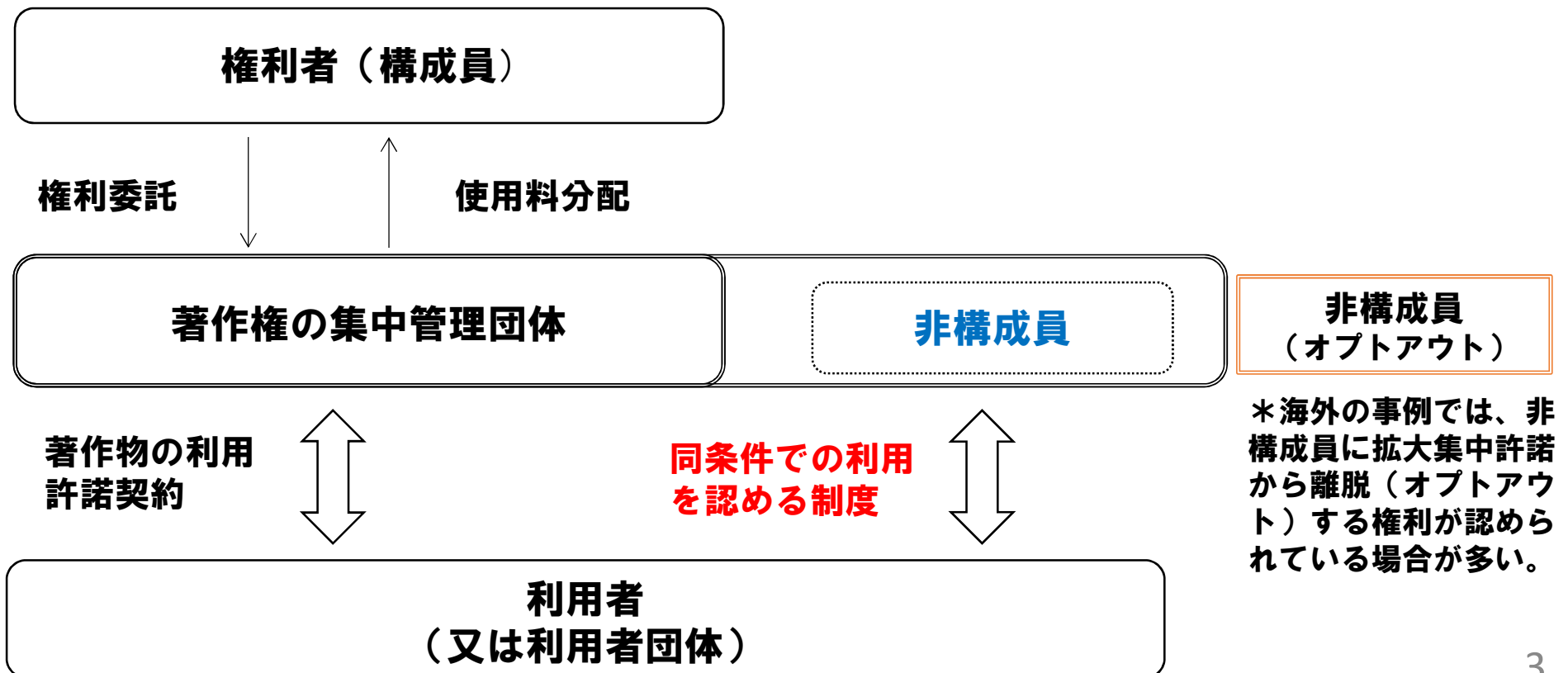


- 著作物等の流通推進を図る観点から、**拡大集中許諾制度について検討を進めることが適当。**

【参考】

（拡大集中許諾制度の概要）

○法律に基づき、**集中管理団体の構成員ではない著作権者の著作物について、相当数の著作権者を代表する「集中管理団体」と著作物の「利用者」との間で締結された、著作物の利用許諾契約と同じ利用条件で、利用することを認める制度**



平成27年度 拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査

拡大集中許諾制度の検討

【平成27年度 拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査】

<実施体制>

- 受託機関：一般財団法人 ソフトウェア情報センター
- 委員構成：石新智規 西川シドリーオースティン法律事務所 弁護士
今村哲也 明治大学情報コミュニケーション学部 准教授
小嶋崇弘 中京大学法学部 准教授
田淵エルガ 横浜国立大学大学院 准教授

<調査方法>

- 拡大集中許諾制度を導入している国及び導入を検討している国を対象に、有識者と連携し文献調査及びヒアリング等を実施。
- 有識者により構成される委員会において、同制度の特徴や課題について検討。

既に導入している国

アイスランド、スウェーデン、デンマーク、
ノルウェー、フィンランド、イギリス

導入を検討している国

アメリカ

拡大集中許諾制度の検討

【平成27年度 拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査】（制度の概要）

○対象となる利用行為

- ・北欧諸国5か国では、制度導入当初は、拡大集中許諾制度の対象となる利用行為について、個別に指定（「**個別ECL**」）。
- ・指定されている利用行為については、多くが共通している。

例)

放送における利用、図書館・美術館等における複製、教育活動のための複製、企業等における内部複製 など

- ・近時、北欧諸国においては、対象となる利用行為を特定しない「**一般ECL**」の規定を導入する国が増えている。（アイスランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー）
- ・英国では、法律上利用行為を限定せずに、「**一般ECL**」として導入。
- ・アメリカでは、パイロット・プログラムとして、対象となる著作物を「言語」「言語著作物に付随する絵画や図形」「写真」に限定し、「教育又は研究」のための利用行為に限定することを提唱。

拡大集中許諾制度の検討

【平成27年度 拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査】（制度の概要）

○集中管理団体の適格性

・調査対象国(スウェーデンを除く。)では、拡大集中許諾契約を締結できる集中管理団体の適格性について、以下の要件を設定。

- ①当該著作物の権利者の**相当数を代表する団体**であること
- ②**政府等の認可**を得ること

○スウェーデンでは、集中管理団体は上記①の要件を満たせばよく、②の政府等による認可は必要ない。

○フィンランド、イギリスでは、認可の有効期間は5年。デンマークは、一度認可を受けた集中管理団体であっても、契約を新たに締結するたびに認可が必要。

拡大集中許諾制度の検討

【平成27年度 拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査】（制度の概要）

○オプトアウト制度

- ・調査対象国に共通して、**拡大集中許諾契約から離脱するためのオプトアウトの仕組みが設けられている。**
- ・イギリスにおいては、オプトアウトの仕組みが、拡大集中許諾制度の正当性を担保する重要な要件と考えられている。
- ・北欧諸国においては、対象となる利用行為によって、オプトアウトが法律上明確に規定されているものと、そうでないものがある。
- ・オプトアウトが規定されていない利用行為としては、教育目的での利用、放送番組の再放送・有線放送、公的機関での内部利用目的の複製などがある。
- ・**実務上、どの国においても、オプトアウトはあまり行使されていない。**

拡大集中許諾制度の検討

【平成27年度 拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査】（制度の概要）

○使用料の分配方法

- ・分配は、集中管理団体の規定にしたがって行われる。
- ・原則として**各権利者**に分配。経済合理性の観点から、権利者が活用できる**助成金**や、**文化振興目的**の活動に支出されるという例がある。
- ・調査対象国に共通して、構成員と非構成員の待遇を平等にしなければならない旨の規定が置かれている。
- ・北欧諸国では、分配されなかった使用料は、一定期間経過後（原則3年：スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド。原則4年：アイスランド。）、**他の権利者に再分配**されたり、**権利者のための活動**に使われたり（著作権保護など）している。その運用は、各集中管理団体によって異なる。
- ・イギリスでは、分配されなかった使用料は、使用料受領後3年経過後、**国務大臣に移管**される。国務大臣は、集中管理団体に許可を出した日から8年経過後、社会的・文化的・教育的活動への出費など、使用料の使途を決定できる。

拡大集中許諾制度の検討

【平成27年度 拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査】（制度の概要）

○調停・仲裁制度

・北欧諸国において、集中管理団体と利用者との拡大集中許諾の契約締結交渉が不調に終わった場合の対応として、調停・仲裁制度が設けられている。

・アイスランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェーは調停制度、デンマーク、フィンランドは仲裁制度。

調停：基本的に拘束力のないものとして整理

仲裁：基本的に拘束力のあるものとして整理

拡大集中許諾制度の検討

【平成27年度 拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査】（関係者からの評価）

○北欧諸国

・拡大集中許諾制度は、権利者・利用者双方にとって権利処理を効率化し取引費用を低減し得ることから、権利者、利用者、有識者のいずれからも、**おおむね肯定的な評価**。

（具体的な評価の内容）

・権利者のメリット：法律による個別の権利制限と比較すると、利用態様ごとに条件を柔軟に変えることができる。

・利用者のメリット：多数の著作物を煩雑な手続きを経ずに利用することができる。

・拡大集中許諾制度の課題：
拡大集中許諾団体の公正性や透明性の確保
管理運営コストの上昇

拡大集中許諾制度の検討

【平成27年度 拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査】（関係者からの評価）

○イギリス

- ・2014年に制度は導入されたが、運用が開始されたかどうか現時点で未確認。
- ・制度導入については、利害関係者の反応は**全体として肯定的**。

・権利者からの拡大集中許諾制度への懸念：

拡大集中許諾団体の申請・更新手続きが複雑
団体許可後の有効期間が5年と短い

・利用者からの拡大集中許諾制度への懸念：

制度導入により、かえって著作権料の支出が増えるのではないか

拡大集中許諾制度の検討

【平成27年度 拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査】（関係者からの評価）

○アメリカ

・制度導入に向けたパブリックコメントの募集の結果、**多くの懸念**が示されている。

・**権利者からの懸念**

拡大集中許諾団体の要件が厳しく担い手が存在するか
著作権制度の原則を転換するオプトアウト制度に対する懸念

・**利用者からの懸念**

非公表の著作物が対象になっていない

【拡大集中許諾制度の各国の導入状況】

	アイスランド	スウェーデン	デンマーク	ノルウェー	フィンランド	イギリス	アメリカ (検討中)
制度導入年	1992年	1960年	1961年	1961年	1961年	2014年	(パイロットプログラム)
団体適格性	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可はいらない。	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可 (有効期間5年。更新可)	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可 (有効期間5年。更新可)	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可
対象分野	個別ECL(注1) 一般ECL(注2) (2016.3導入)	個別ECL 一般ECL (2013年導入)	個別ECL 一般ECL (2013年導入)	個別ECL 一般ECL (2015年導入)	個別ECL	一般ECL	言語、付随絵画・図形、写真の教育研究利用
オプトアウト制(注3)	△(分野による)	△(分野による)	△(分野による)	△(分野による)	△(分野による)	○	○
集中管理団体	対象分野に応じた団体存在	対象分野に応じた団体存在	対象分野に応じた団体存在	対象分野に応じた団体存在	対象分野に応じた団体存在	2016.3時点で申請団体なし	—
使用料の分配(基本は団体が決定)	権利者に分配。場合によって助成金等。	団体への包括分配後、助成金等で還元が一般的。	権利者に分配。場合によって助成金等。	団体への包括分配後、助成金等で還元が一般的。	権利者に分配(一部文化事業に支出)。場合によって助成金等。	権利者に分配。	権利者に分配。
未分配の使用料(基本は団体が決定)	例)権利者に上乗せして分配	例)権利者に上乗せして分配	例)芸術家や文化活動への助成など構成員全体に使用	例)著作権保護など構成員全体に使用	例)権利者に上乗せして分配	国務大臣に移管。8年経過後、社会・教育活動など使用料の用途を決定	教育・慈善活動など構成員全体に使用
その他(許諾契約交渉不調の場合の調停・仲裁制度(注4)など)	調停申請可。	一般ECL除き調停申請可。(2013導入)	文化大臣に調停申請可。著作権ライセンス審判所に仲裁申請可(一般ECL等除く。2008導入)。	調停委員会に調停申請可。当事者合意があれば拘束力のある決定可。	写真複製、教育研究利用、有線再送信について仲裁申請可。	(集中管理団体の認可要件が厳格で、申請更新手続きが複雑)	(使用料分配のため非構成員の探索を団体に義務付け)

注1: 個別ECL: 分野を個別に規定: 例) 放送における利用、図書館・美術館における複製、教育活動のための複製、企業内複製など

注2: 一般ECL: 対象の分野や利用形態を特化せず一般的に規定

注3: オプトアウト制度: 集中管理団体の構成員ではない著作権者(非構成員)が、利用許諾契約の拡張適用から離脱し自己の著作物の利用を禁止できる制度

注4: 調停: 基本的に拘束力のないものとして整理。 仲裁: 基本的に拘束力のあるものとして整理。

【参考】

アイスランド	
制度導入年	1992年
集中管理団体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該著作物の権利者の相当数を代表する団体であること。 ・政府による認可が必要。
制度が導入されている分野 (下線はオプトアウト権の行使を認める必要のある分野)	<ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブ・図書館・美術館等の所蔵資料の複製及び提供 ・<u>美術の著作物の利用</u> <ul style="list-style-type: none"> ・業務目的の複写等 ・障害者のための放送の複製 <ul style="list-style-type: none"> ・著作物の一次放送における利用等 ・放送のケーブル同時再放送 <ul style="list-style-type: none"> ・放送局による自らの放送の再利用 ・<u>範囲が限定された利用における一般ECL</u>
集中管理団体 *()内は対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ・STEF(著作物の放送における利用等) ・Writers' Union of Iceland(著作物の放送における利用等)、 ・Fjölís(業務目的の複写等) ・Myndstef(視聴覚的美術の著作物のテレビ放送における利用) ・SFH(実演・レコードの放送における利用等) ・IHM(実演のケーブル同時再放送)
使用料の分配	<ul style="list-style-type: none"> ・非構成員も構成員と同様に使用料請求権を有し、非構成員は利用から原則4年間は集中管理団体に対して使用料を請求できる。 ・複写・複製分野を中心に、統括団体から各領域の団体に使用料の包括分配がなされ、権利者には助成金等の形でこれを還元するという方法が採られている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年3月の著作権法改正によりECL制度の導入分野が拡充されるとともに、一般ECL規定が導入された。 ・一部の分野については、ECL規定の導入前は、強制許諾制度が運用されていた。

【参考】

スウェーデン	
制度導入年	1960年
集中管理団体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該著作物の権利者の相当数を代表する団体であること。 ・集中管理団体の適格性を得るために政府の認可を得る必要はない。
制度が導入されている分野 (下線はオプトアウト権の行使を認める必要のある分野)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>公の機関・企業・他の組織による内部利用</u> ・<u>アーカイブ及び図書館による利用</u> ・<u>ラジオ・テレビ放送に含まれる著作物の同時再送信</u> ・<u>一般ECL</u> ・<u>教育機関における複製</u> ・<u>ラジオ・テレビの一次放送</u> ・<u>ラジオ・テレビ放送に含まれる著作物の再利用</u>
集中管理団体 *()内は対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ・STIM(音楽著作物の一次放送における利用) ・Swedish Writers' Union(文学的著作物の放送における利用) ・Bonus Copyright Access(公の機関・企業・他の組織による内部利用、教育機関における複製) ・COPYSWEDE(ラジオ・テレビ放送に含まれる著作物の再送信、一般ECL) ・Visual Copyright Society in Sweden(美術の著作物) ・ALIS(一般ECLに基づく文芸著作物のデジタル利用について契約交渉中)
使用料の分配	<ul style="list-style-type: none"> ・非構成員も構成員と同様に使用料請求権を有する。非構成員は利用から原則3年間は集中管理団体に対して使用料を請求できる。 ・複写・複製分野を中心に、統括団体から各領域の団体に使用料の包括分配がなされ、権利者には助成金等の形でこれを還元するという方法が採られている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ECL規定は、2013年に個別ECL規定を頻繁に新設するという立法者の負担を軽減するために導入された。 ・アーカイブ及び図書館による利用、ラジオ・テレビの一次放送、ラジオ・テレビに含まれる著作物の再利用、一般ECLについては、著作者が利用を認めないと推測される特別な理由がある場合には、ECL規定は適用されない。 ・教育機関における複製を対象とするECL契約を締結できるのは、組織的に教育活動を実施している者でなければならない。

【参考】

デンマーク	
制度導入年	1961年
集中管理団体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該著作物の権利者の相当数を代表する団体であること。 ・文化大臣による認可が必要。(原則、ECL契約を締結する都度認可を受ける)
制度が導入されている分野 (下線はオプトアウト権の行使を認める必要のある分野)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関における複製 ・公の機関・企業・他の組織による内部利用を目的とした複製 ・図書館によるデジタル複製 ・視聴覚障害者のための放送の録音録画 ・<u>美術の著作物の複製</u> ・<u>著作物の一次放送</u> ・<u>放送機関のアーカイブに保存された自局制作番組の利用</u> ・<u>著作物の有線送信・オンデマンド送信等</u> ・<u>一般ECL</u>
集中管理団体 *()内は対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ・Copydan Writing(教育機関、企業等、図書館における言語著作物の複製、一般ECL) ・Copydan Visual(教育機関、企業等における視覚芸術の複製) ・Copydan AVU media(ラジオ・テレビ番組の教育利用等) ・Copydan World TV(ラジオ・テレビ番組の有線再送信等) ・Copydan Archive(テレビ番組のアーカイブ等) ・Gramex(放送機関のアーカイブに保存された自局制作番組の利用等) ・Foreningen Radiokassen(ラジオ番組のアーカイブにおける言語著作物の再利用) ・KODA(一放送、有線再送信、テレビ放送の各種キャッチアップサービス等) ・NCB(テレビ放送の各種キャッチアップサービス等)
使用料の分配	<ul style="list-style-type: none"> ・非構成員も構成員と同様に使用料請求権を有する。非構成員は利用から原則3年間は集中管理団体に対して使用料を請求できる。 ・デンマークの集中管理団体は、利用者から徴収した使用料の一部を構成員に個別に分配するのではなく、年金や奨学金、教育活動など構成員全体のために使用することも少なくない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ECL規定は、2008年に大量デジタル化事業を促進する目的で他の北欧諸国に先駆けて導入された。これまでのところ当該規定に基づく大量デジタル化事業に関する契約は締結されていない。 ・文化大臣による認可を受けたECL契約に関する情報は、文化省ウェブサイト上に公表される。

【参考】

ノルウェー	
制度導入年	1961年
集中管理団体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該著作物の権利者の相当数を代表する団体であること。 ・政府による認可が必要。
制度が導入されている分野 (下線はオプトアウト権の行使を認める必要のある分野)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動における著作物の複製・録画 ・アーカイブ、図書館、美術館・博物館における著作物の複製・公衆への提供 ・障害者のための録画 ・<u>放送事業者において収集保存されている著作物の利用</u> ・<u>放送の同時再送信</u> ・企業等における著作物の複製・録画 ・<u>放送利用</u> ・<u>一般ECL</u>
集中管理団体 *()内は対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ・TONO(障害者のための録画及び一般ECLを除く全ての分野の音楽著作権の利用) ・Kopinor(教育活動、企業等における複製、アーカイブ等における著作物の複製・公衆への提供) ・Norwaco(放送番組の教育活動における録画、放送番組の同時再送信) ・BONO(視聴覚美術の放送利用、アーカイブ、図書館、美術館・博物館における複製・公衆への提供)
使用料の分配	<ul style="list-style-type: none"> ・非構成員も構成員と同様に使用料請求権を有する。非構成員は利用から原則3年間は集中管理団体に対して使用料を請求できる。 ・複写・複製分野を中心に、統括団体から各領域の団体に使用料の包括分配がなされ、権利者には助成金等の形でこれを還元するという方法が採られている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ECL規定は、2015年に導入。

【参考】

フィンランド	
制度導入年	1961年
集中管理団体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該著作物の権利者の相当数を代表する団体であること。 ・教育文化省による認可が必要。(認可は5年を最長として認められ、更新可能)
制度が導入されている分野 (下線はオプトアウト権の行使を認める必要のある分野)	<ul style="list-style-type: none"> ・写真複製 ・教育活動及び科学研究のための利用 ・情報提供のための美術の著作物の利用 ・アーカイブに保存された番組及び出版物の複製及び公衆への伝達 ・有線再送信 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>公の機関・企業・他の組織での内部利用目的の複製</u> ・<u>アーカイブ・図書館・美術館・博物館による利用</u> ・<u>一次放送</u> ・<u>テレビ番組のオンライン録画サービス</u>
集中管理団体 *()内は対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ・Teosto(音楽著作物の、一次放送、有線再送信、テレビ番組のオンライン録画サービスにおける利用) ・Gramex(音楽の実演家・レコード製作者の権利の、教育活動及び科学研究、一次放送、テレビ番組のオンライン録画サービスにおける利用) ・Kopioisto(美術の著作物の利用、アーカイブに保存された番組・出版物の利用及び一次放送以外の分野の音楽著作権の利用) ・Kuvasto(視覚芸術の、アーカイブ等による利用、カタログによる美術の著作物の利用、視覚芸術の一次放送のための利用) ・Tuotos(映画・視聴覚著作物の教育活動・科学研究利用、テレビ番組のオンライン録画サービス) ・Sanasto(言語著作物の、アーカイブ等による利用、一次放送のための利用)
使用料の分配	<ul style="list-style-type: none"> ・非構成員も構成員と同様に使用料請求権を有する。非構成員は利用から原則4年間は集中管理団体に対して使用料を請求できる。 ・フィンランドの集中管理団体は、利用者から徴収した使用料の一部を構成員に個別に分配するのではなく、年金や奨学金、教育活動など構成員全体のために使用することも少なくない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・集中管理団体は、毎年、認可の決定に沿って行われた活動について教育文化省に報告することが義務付けられている。教育文化省は、集中管理団体に対して運営上の欠陥の是正を求めることができ、是正に至らない場合には認可を取り消すことができる。 ・明文でオプトアウト権が認められていない場合でも、集中管理団体が任意で非構成員によるオプトアウトを認めている分野が存在する。

【参考】

イギリス	
制度導入年	2014年
集中管理団体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・契約上の取決めにより、複数の権利者の代表として、権利の運用が認められている団体 ・構成員により所有若しくは管理され、又は非営利目的で組織されていること ・国務大臣による許可が必要(集中管理団体が代表して管理する範囲が相当程度に大きいこと、業務実施規程が非構成員の権利保護に関する基準を含め指定基準に適合していること、オプトアウトの仕組みが適切であること等を条件に判断される) ・許可は5年間有効。3年後に更新が可能。
制度が導入されている分野 (下線はオプトアウト権の行使を認める必要のある分野)	<u>一般ECL</u> (著作物の非排他的な利用であること等の一定の条件がある)
集中管理団体 *()内は対象分野	2017年6月末時点では無し。 (Copyright Licensing Agency(出版物の複写利用等に関する集中管理団体)は申請を行うことを予定している。Directors UK(映画やテレビのディレクターで構成される団体)も関心を示している。)
使用料の分配	<ul style="list-style-type: none"> ・非構成員も構成員と同様に使用料請求権を有する。非構成員は使用料が受領された会計年度の終了後3年間は集中管理団体に対して使用料を請求できる。 ・集中管理団体は、使用料受領後3年以上経過した場合で権利者の所在が確定しない場合は、原則として使用料を国務大臣に移管しなければならない。国務大臣は、集中管理団体に許可を出した日から8年間を経過した後は、保持する使用料を社会的・文化的・教育的活動に出資するなど使用料の用途を決定できる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・イギリスでは既に拡大集中許諾に近いスキームをとって利用許諾を出している例がある。拡大集中許諾制度の導入により、このようなスキームに法的安定性をもたらす、という点に導入の意義があると考えられている。 ・申請する集中管理団体は、提案されたスキームについて権利者が知り得るよう公表するための、相応の努力をすることを証明する必要がある。 ・イギリスでは、拡大集中許諾制度の運用にあたって、厳格な手続や団体運営が定められている。

【参考】

アメリカ	
<p>Google Booksをめぐる訴訟において、和解案であるGoogle Books Settlementが却下されたことを踏まえ、著作権局は、大量デジタル化のための立法的解決を図ろうとした。2015年6月、著作権局より公表された「孤児著作物と大量デジタル化に関するレポート」にて、ECL制度を積極的に検討、パイロット・プログラムの導入を提言。以下はパイロット・プログラムの内容。</p>	
集中管理団体の適格性	<ul style="list-style-type: none">・一定の分野において権利者を代表していること・認可申請について構成員から承諾を得ていること・十分な透明性、責任体制、運営ガバナンスがあることを証明すること・公的機関による認可が必要
パイロットプログラムの導入分野(下線はオプトアウト権の行使を認める必要のある分野)	<u>「言語」、「言語著作物に付随する絵画や図形」、「写真」の著作物の「教育又は研究」利用</u>
集中管理団体 *()内は対象分野	(Copyright Clearance Centerは、パイロット・プログラムが導入された場合に、集中管理団体になることについて関心を寄せている)
使用料の分配	<ul style="list-style-type: none">・非構成員も構成員と同様に使用料請求権を有する。非構成員は利用から原則3年間は集中管理団体に対して使用料を請求できる。・集中管理団体は、非構成員の著作権者を探すための誠実な調査を実施することが義務付けられる。・非構成員の使用料は3年間別口座で管理し、権利者が支払を求めなかった場合には、教育・慈善事業のために拠出する
その他	<ul style="list-style-type: none">・パイロット・プログラムの運用は5年間の期限として想定されている。

【参考】

各国(スウェーデン及びイギリス)の法律における拡大集中許諾に関する規定 (2016年3月「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査報告書」資料編より抜粋)

＜スウェーデン著作権法の拡大集中許諾に関する規定（1）＞ （*非公定英訳からの和訳）

第3a章 集中許諾の拡大効果について

集中許諾の拡大効果に関する共通規定

第42a条 第42b条乃至第42h条に定める拡大集中許諾は、スウェーデンで利用されている該当分野の著作物の著作者の相当数を代表する団体と、著作物の特定の利用方法に関する契約が締結されている場合に、著作物の当該方法による利用に適用される。拡大集中許諾は、たとえ著作物の著作者が当該団体により代表されていなくても、契約に定める種類の著作物を利用する権利を利用者に付与する。著作物を第42c条に基づき利用するためには、教育活動を組織的に行う者が当該団体と契約を締結しなければならない。

著作物の利用に関する条件は、契約に基づくものが適用される。契約に基づく報酬及び当該報酬から実質的に代金が支払われる団体からのその他の便益については、団体により代表されていない著作者も団体により代表される著作者と同様に取り扱われるものとする。ただし、上述の規定に関わらず、団体により代表されていない著作者は、著作物が利用された年から3年以内に請求を行うことを条件として、利用に対する報酬を受け取る権利を常に有する。報酬の請求は当該団体のみに行うことができる。

第42f条に基づき著作物を利用する利用者に対する報酬の請求は、当該契約団体のみから行うことができる。かかる請求はすべて同時に行わなければならない。（法2013：691）

公の機関、企業、団体等のための拡大集中許諾

第42b条 国会、地方政策決定議会、政府機関、地方公共団体並びに企業及び団体は、第42a条に基づき拡大集中許諾が適用される場合、各自の活動分野内における情報のニーズを満たすため、公表された文学的著作物及び美術的著作物を複製、伝達及び上演することができる。

第1項の規定は、著作者が契約当事者に対して複製、伝達又は上演の禁止を申し立てた場合は適用されない。（法2013：691）

教育活動の範囲内における複製について

第42c条 第42a条に基づき拡大集中許諾が適用される場合は、公表された著作物を教育目的で複製することができる。かかる複製物は、拡大集中許諾が与えられる根拠となった契約の対象とされる教育活動のみで利用することができる。

第1項の規定は、著作者が契約当事者に対して複製の禁止を申し立てた場合は適用されない。（法2005：359）

【参考】

各国(スウェーデン及びイギリス)の法律における拡大集中許諾に関する規定 (2016年3月「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査報告書」資料編より抜粋)

＜スウェーデン著作権法の拡大集中許諾に関する規定（2）＞ （*非公定英訳からの和訳）

特定のアーカイブ及び図書館のための拡大集中許諾

第42d条 第16条第3項及び第4項に定める公文書保管所及び図書館は、第42a条に基づき拡大集中許諾が適用される場合、各自の収集物の一部をなす著作物を複製すること及び公表された著作物を公衆に提供することができる。

第1項の規定は、著作者が契約当事者に対して複製若しくは提供の禁止を申し立てた場合、又はかかる利用に著作者が異議を申し立てることが推測されるその他の理由が特にある場合には、適用されない。（法2013：691）

ラジオ及びテレビのための拡大集中許諾

第42e条 音声ラジオ放送事業者又はテレビ放送事業者は、第42a条に基づき拡大集中許諾が適用される場合、公表された文学的著作物、音楽の著作物及び美術的著作物を放送することができる。著作物が放送事業者により放送されるラジオ番組又はテレビ番組の一部をなす場合には、放送事業者は公衆が自ら選択した場所及び時期にて著作物にアクセスできるように、著作物を公衆に伝達することもできる。また、企業は伝達に必要な著作物の複製物を作成することもできる。

第1項の規定は、舞台用に作成された著作物には適用されず、また、著作者が契約当事者に対して放送若しくは伝達の禁止を申し立てた場合又はかかる利用に著作者が異議を申し立てることが推測されるその他の特別な理由がある場合には、その他の著作物にも適用されない。第1項の規定は、第42f条に定める再送信に適用されない。

衛星による送信については、放送事業者が地上波送信器による放送を同時に行う場合に限り、拡大集中許諾が適用される。（法2013：691）

第42f条 何人も、無線音声ラジオ放送又はテレビ放送の一部をなす著作物を、同時に、かつ変更を加えない形式で、無線手段又は有線により、公衆に送信（再送信）することができる。ただし、第42a条に基づき拡大集中許諾が適用されることを条件とする。

第1項の規定は、原送信を行った音声ラジオ団体又はテレビ団体が再送信権を有する著作物には適用されない。（法2005：359）

第42g条 音声ラジオ団体又はテレビ団体は、第42a条に基づき拡大集中許諾が適用される場合、自らの製作物の一部をなし、又は自らが委託した製作物の一部をなし、2005年7月1日までに放送された製作物の一部をなす、公表された著作物を公衆に伝達することができる。また、当該団体は伝達に必要な著作物の複製物を作成することもできる。

第1項の規定は、著作者が契約当事者に対して伝達若しくは複製の禁止を申し立てた場合、又はその他の理由により、かかる利用に著作者が異議を申し立てることが推測される特別な理由がある場合には、適用されない。（法2011：94）

【参考】

各国(スウェーデン及びイギリス)の法律における拡大集中許諾に関する規定 (2016年3月「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査報告書」資料編より抜粋)

＜スウェーデン著作権法の拡大集中許諾に関する規定（3）＞ （*非公定英訳からの和訳）

一般拡大集中許諾

第42h条 何人も、第42条aに基づき拡大集中許諾が適用され、たとえ著作物の作者が団体により代表されていなくても、利用者が団体との契約により、契約に定める種類の著作物の利用権を付与されていることが利用の前提条件となっている場合、第42条b乃至第42条gに定める以外の場合にも、特に範囲を定められた利用分野内で、公表された著作物を複製し、又は公衆に提供することができる。

第1項の規定は、著作者が契約当事者に対して複製若しくは提供の禁止を申し立てた場合、又はかかる利用に著作者が異議を申し立てることが推測されるその他の理由が特にある場合には、適用されない。（法2013：691）

第45条 （前略）

第2条第2項乃至第4項、第3条、第6条乃至第9条、第11条乃至第12条、第16条、第17条、第21条、第22条、第25条乃至第26b条、第26e条、第26k条乃至第26m条、第27条乃至第29条、第39条第1項及び第41条乃至第42h条の規定は、本条に定める実演に適用されるものとする。

第46条 （前略）

第2条第2項乃至第4項、第6条乃至第9条、第11条第2項、第11条a、第12条、第16条、第17条、第21条、第22条、第25条乃至第26条b、第26e条、第26k条乃至第26m条及び第42a条乃至第42h条の規定は、本条に定める録音・録画に適用されるものとする。

第48条 （前略）

第2条第2項、第6条乃至第9条、第11条第2項、第11条a、第12条、第16条、第17条、第21条、第22条、第25条乃至第26b条、第26e条、第42a条、第42b条、第42d条、第42g条及び第42h条の規定は、本条に定める音声ラジオ放送及びテレビ放送に適用されるものとする。

【参考】

各国(スウェーデン及びイギリス)の法律における拡大集中許諾に関する規定 (2016年3月「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査報告書」資料編より抜粋)

<イギリス著作権法(1988年著作権・意匠・特許法(Copyright Design and Patent Act, c.48))の拡大集中許諾に関する規定>
(※出典:大山幸房・今村哲也訳『外国著作権法令集(53) - 英国編-』(2016年3月、公益社団法人著作権情報センター))

(拡大集中許諾)

第116のB条 (1)所管大臣は規則に基づき所管大臣に申請する許諾機関に対して、当該機関又は当該機関の活動を代理する者によって保有されていない著作物に関して、著作権の許諾を付与する権限を、規則により付与することができる。

(2)権限付与には以下のことを明示しなければならない

(a)それが適用される著作物の種類、及び

(b)当該許諾機関が許諾を行う権限を付与される、著作権により制限される行為

(3)規則では、著作権の所有者が、当該規則による許諾の付与を制限又は排除する権利を有していることを規定しなければならない。

(4)規則では、いずれの許諾も排他的権利を与えるものではないことを規定しなければならない。

(5)本条において、「著作権の許諾」は、第116条におけるのと同様の意味を有する。

(6)本条の規定は、国王の著作権若しくは議会の著作権については適用されない。

(第116のA条及び第116のB条に基づく許諾に関する一般条項)

第116のC条 (1)この条及び第116条のDは、第116のA条及び第116のB条に基づく規則に対して適用される。

(2)規則では、一定の要件を満たした場合にのみ、所定の機関が許諾をする許可を付与され、又はその状態を維持すること、及び要件の充足について規則によって指定される所定の者が、その指定する方法によって決定することになると、制定することができる。

(3)規則では、ある者に権限を付与するかどうかに関して、規則に基づいてなされる決定において考慮すべきその他の事項を明示することができる。

(4)規則では、所定の許諾に関して支払われる利用料又はその他の金額に関する処理については以下のことを含めて制定しなければならない。

(a)管理費用の控除

(b)金額が保持される期間

(c)(無主物その他の場合に関する)当該期間後の金額の処置

(5)規則では、許諾を与える権限付与が取り消される事情、及び所定の権限付与が取り消された場合のいずれの者の権利及び義務の決定について規定しなければならない。

(6)規則では、特に以下の条項を含めて、権限付与及び許諾の目的に関する他の条項を含めることができる。

(a)許諾が効力を有する間に、ある著作物が権利者不明著作物の資格を停止する場合(又は、いずれの著作権者への言及による資格の停止)、又は所定の著作権者が第116のB条第3項に言及される権利を行使する場合において、いずれの者の権利と義務を決定すること;

(b)登録の管理及びそれへのアクセス

(c)申請又は調査を含む付随的な目的のための所定の著作物の利用の許可

(d)第77条により付与される権利が第78条にしたがって主張されているものとして取り扱うこと

(e)管理費用を補うための手数料の支払

【参考】

各国(スウェーデン及びイギリス)の法律における拡大集中許諾に関する規定 (2016年3月「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査報告書」資料編より抜粋)

<イギリス著作権法(1988年著作権・意匠・特許法(Copyright Design and Patent Act, c. 48))の拡大集中許諾に関する規定>

(※出典：大山幸房・今村哲也訳『外国著作権法令集(53) - 英国編-』(2016年3月、公益社団法人著作権情報センター)

(第116A条及び第116B条に基づく規則)

第116D条(1)規則を制定する権限には以下の権限を含む

- (a) 著作権審判所の管轄を拡大又は制限し又はそれに権限を付与する条項を含む、付随的、補充的又は派生的規定を設けること
 - (b) 暫定規定、経過規定、又は適用免除を設けること
 - (c) 事情の違いに応じた異なった定めを設けること
- (2) いずれの条項に基づく規則も、派生的規定を設け又は著作権審判所の管轄を拡大又は制限し又はそれに権限を付与する目的のために、この部、又は、当該条項が効力を有するより前に通過し又は制定された法律又は従位立法を、修正することができる
- (3) 規則では、いずれかの者により適時に出されるガイダンスを参照して、条項を設けることができる。
- (4) 規則を設ける権限は、命令によって制定するものとする。
- (5) 法律を修正する規則を含む命令は、当該命令案が議会に提出され、かつ、各議院の決議によって承認されない限り、これを制定してはならない。
- (6) 規則を含む他のいずれの命令も、上院又は下院のいずれかの決議に基づく不採択措置に服するものとする。
- (7) (1988年著作権意匠及び特許法に附則A1を挿入し、かつ、著作権に関する本条により制定される規定に対応する実演家の権利に関する条項を設ける) 附則22は効力を有する。

平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究

拡大集中許諾制度の検討

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究】

＜実施体制＞

○受託機関：一般財団法人 ソフトウェア情報センター

○委員構成：

座長：	上野達弘	早稲田大学大学院法務研究科	教授	
委員：	石新智規	西川シドリーオースティン法律事務所		弁護士
委員：	今村哲也	明治大学情報コミュニケーション学部		准教授
委員：	奥邨弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科	教授	
委員：	小嶋崇弘	中京大学法学部		准教授
委員：	森田宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科	教授	
委員：	山崎貴啓	山崎貴啓法律事務所		弁護士

＜調査研究の方法及び目的＞

○方法：有識者による委員会を開催し検討を実施（全8回）。

○目的：拡大集中許諾制度について、その意義や課題を整理すると共に、仮に本制度を導入するとした場合に、問題となり得る具体的な制度の内容やそれぞれのメリット・デメリットを可能な限り提示することで、将来において、我が国に同制度を導入する可能性を検討する際の方法を提供することを目的とする。

拡大集中許諾制度の検討

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究】

○制度導入の法的正当性

○黙示の許諾

団体が、ある分野の一部の権利者を代表しているという権利関係を有し、その構成員である権利者も相当程度の人数がいれば、その一部の権利者の意思をもって、当該分野の権利者の全体の合理的な意思であると事実上推定するもの

→一般に著作権等が対価請求権だけでなく許諾権を含むものであり、仮に拡大集中許諾制度が著作権等を制限し、対価請求権のみ認めるのであれば、その対価徴収は著作権者等の合理的意思に合致すると解することが許されるだろうが、同制度が許諾権を制限しないのであれば、対価請求権の保障が著作権者等の合理的意思に合致すると解することは困難かもしれない。

著作権等の許諾権を制限し、対価請求権のみを認める制度として拡大集中許諾制度を設計する場合には、かかる取扱いが著作権者等の合理的意思に合致する(黙示の許諾がある)として正当化できるように思われる。

拡大集中許諾制度の検討

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究】

○制度導入の法的正当性

○労働協約

労働協約の拡張適用を認める法文化を背景としたものとしてとらえる考え方。
ベルギーでは、労使間をそれぞれ代表する強力な団体が存在し、それらの合意した団体協約は法律によって第三者に対しても拡張される。

→労働協約に関し、我が国における判例は、「労働組合法17条の趣旨は、一の事業場の4分の3以上の同種労働者に適用される労働契約上の労働条件によって当該事業場の労働条件を統一し、労働組合の団結権の維持強化と当該事業場における公正妥当な労働条件の実現を図るところにある」と述べている。

この立法趣旨は、労働者に特有の環境と事情に関わるもので、著作物等の利用許諾に関する著作権者と利用者間に直ちに妥当するものとは思われないが、拡大集中許諾制度の制度設計次第、特に個別ECLでは、許諾条件の統一性や公正妥当な許諾条件の実現といった労働協約制度の趣旨が妥当する場面があるかもしれない。

拡大集中許諾制度の検討

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究】

○制度導入の法的正当性

○事務管理

拡大集中許諾制度を民法697条の事務管理の法理で正当化する考え方

(参考)事務管理の成立要件

- ①他人の事務の管理を始めること
- ②他人のためにすること
- ③法律上の義務(権限)がないこと
- ④本人の意思及び利益に不適合ではないこと

→拡大集中許諾における集中管理団体の管理行為と事務管理との親和性は高いと思われるものの、判例に従えば事務管理に代理権は認められていないため、拡大集中許諾制度において、集中管理団体が本人のために利用者と許諾契約を締結した効果が権利者に帰属することを、民法上の事務管理の効果として説明することはできない。

もっとも、拡大集中許諾制度における集中管理団体と非構成員である権利者の法律関係が事務管理に近似する部分があること、フランス民法では一定の要件の下で事務管理に代理の効果を生じさせていることも踏まえれば、一定の厳格な要件(「管理者」の厳密な認定など)の下で、事務管理に代理効果を例外的に生じさせるのと同様の制度を設けることを正当化することは必ずしも不可能なことではないように思われる。

拡大集中許諾制度の検討

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究】

○権利制限等との関係

<金銭の支払いを伴う制度の比較>

	判断者		特徴
	利用条件	金銭の額	
補償金請求権の個別処理	立法者 (判断時期は事前)	バリエーションあり	<ul style="list-style-type: none"> 画一処理を優先 個別事情の反映が困難 権利者・利用者が多数の場合には取引費用の削減につながりにくい
補償金請求権等の集中処理			<ul style="list-style-type: none"> 画一処理を優先 個別事情の反映が困難 権利者及び利用者の数が多い場合に対応可能
裁定制度	専門機関 (判断時期は事後)	バリエーションあり	<ul style="list-style-type: none"> 個別事情の反映が可能 個別処理が前提
拡大集中許諾	権利者と利用者の代表による交渉 (判断時期は事後)		<ul style="list-style-type: none"> ある程度の画一処理 ある程度の個別事情の反映

拡大集中許諾制度の検討

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究】

○権利制限等との関係

○制度設計の際には対象とする利用行為の特徴に応じて各制度を使い分けることが適切。

＜拡大集中許諾制度の導入効果が高いと考えられる場合＞

○取引費用が高くなる場合

- ・権利処理を必要とする著作物等の数が多い場面
- ・集中管理が十分に発達しておらず非構成員の割合が高い分野
- ・権利者不明著作物等の割合が高い分野

ただし、取引費用の削減については、補償金請求権等の集中処理によっても達成できる。

拡大集中許諾制度の検討

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究】

○権利制限等との関係

＜拡大集中許諾制度の導入効果が高いと考えられる場合＞

○対象となる著作物等の**利用形式が非定型的である**場合

- ・対象となる著作物等の利用形式が非定型的である場合には、利用条件の決定にある程度個別事情を反映させることが望ましい。
- ・相対的には、立法の時点では利用条件を大まかに具体化しておき、詳細な利用条件の具体化を権利者団体と利用者(団体)との契約に委ねる、拡大集中許諾制度が優れていると考えられる。

拡大集中許諾制度の検討

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究】

○権利制限等との関係

○なお、集中管理されている著作物等の特定の利用行為について、**補償金請求権を伴う権利制限の類型を採用しつつ**、補償金額を利用条件に応じて特定の集中管理団体と利用者の**交渉に基づき決定**することとし、権利者には当該権利制限規定からの**オプトアウトを認める**といった、**既存の制度の一部を組み合わせたスキームを採用**することにより、実質的に拡大集中許諾制度と同様の制度を実現する、ということも選択肢として考えられる。

拡大集中許諾制度の検討

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究】

○集中管理団体の在り方

○代表性要件の判断

現在の我が国の集中管理団体の状況を踏まえると、

- ①既存の集中管理スキームが存在する場合
- ②既存の集中管理スキームが存在しない場合、が考えられる。

拡大集中許諾団体が権利者の「**相当数**」を代表しているかどうかについては、

- ・拡大集中許諾制度の対象となる権利者のトータルの概数を把握した上で、その全体の数の把握が適切か、
 - ・集中管理に参加している権利者の数が非構成員の合理的意思を推定するという観点から十分か、
 - ・オプトアウトの機会が十分に保障されているか、
- といった観点を考慮して個別具体的に判断することが適当。

また、集中管理がほとんどされていない場合なども考えると、**補償金請求権のある権利制限など他の制度の可能性についても検討が必要。**

拡大集中許諾制度の検討

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究】

○集中管理団体の在り方

○分野に複数の団体が存在する場合

①拡大集中許諾団体として認める団体を**1分野1団体に限定**する

(メリット) 制度運用や契約手続きが簡便化され利用の便宜に資する など

(デメリット) 拡大集中許諾団体以外の団体の競争力が弱まる可能性 など

②拡大集中許諾団体として**複数の団体**を認める(共同申請を認める)

(メリット) 団体間での公正性が確保できる など

(デメリット) 複数団体間で使用料の算定基準や使用条件を定めることが困難
競争法上の問題が生じ得る など

拡大集中許諾制度の検討

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究】

○オプトアウト制度

○権利者によるオプトアウトの要否

- ・権利者によるオプトアウトを認めることは、**拡大集中許諾制度導入の重要な要素**と考えられることが多い。
- ・オプトアウトが認められるとしても、権利者にとっては、実質的に許諾権が報酬請求権に切り下げられたり、権利制限の対象になると解釈され得る。
- ・このようなことを踏まえつつ、オプトアウトの要否については、対象となる利用行為の公益性の観点などを考慮して決めることになる。
- ・オプトアウトが必要ないとされる場合には、拡大集中許諾制度のほか、補償金請求権が付与された権利制限などによる対応も可能。いずれの制度を採用するかについては、個別の考慮要素によって決められることになる。

拡大集中許諾制度の検討

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究】

○未分配の使用料の取扱い

拡大集中許諾団体が調査をしても権利者が明らかにならない場合など、分配できない使用料が生じ得る。このような**未分配の使用料の取扱い**については、以下のよう
なケースが考えられる。

- ・拡大集中許諾団体が自由に使う。
- ・拡大集中許諾団体の構成員及び使用料の受領を求めた非構成員に分配する。
- ・拡大集中許諾団体が文化振興のために使う。
- ・使用料の管理機構を設け、管理機構が文化振興のために使う。
- ・使用料を国に移管し、国が文化振興のために使う。
- ・使用料を支払った利用者に返還する。
- ・非構成員の返還請求権の消滅時効経過後、利用者の使用料取り戻し請求権の消滅時効後、拡大集中許諾団体に帰属し自由に使う。
- ・拡大集中許諾団体、構成員、利用者それぞれに按分で分配。団体は一定の割合を文化振興のために使用する。

拡大集中許諾制度の検討

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究】

○まとめ

○**拡大集中許諾制度**には、制度の対象(一般ECLか個別のECLか)、拡大集中許諾団体のあり方、オプトアウトの有無など、**様々なバリエーション**があり得る。

それによって、制度上の位置づけが変わってくると共に、法的正当化や実際に制度化する場合の課題も異なってくる。

○**拡大集中許諾制度の法的正当化**については、黙示の許諾、労働協約、民法上の事務管理等に基づく説明が考えられるところ、それぞれに課題が残ると考えられ、具体的な制度内容に応じて**さらなる検討が必要**。

拡大集中許諾制度の検討

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究】

○まとめ

○拡大集中許諾制度を導入する場合の具体的課題については、拡大集中許諾団体の在り方(適格性、代表性、構成員の同意の要否)、使用料の徴収・分配の手続き、非構成員との関係、オプトアウトの具体的仕組み、著作権等管理事業法や競争法との関係、未分配の使用料の取扱いなど、**多様な課題**が明らかになった。

○補償金請求権を伴う権利制限、報酬請求権、裁定制度、ライセンス優先型権利制限など、著作権制度には、拡大集中許諾制度を含めて様々なものが見られるところ、**拡大集中許諾制度の導入が適当なのはどのような場合か**について、今後も検討を要する。

今後の検討の進め方(案)

拡大集中許諾制度の検討

【今後の検討の進め方】

- 調査研究の結果、**拡大集中許諾制度には、さまざまなバリエーション**があり得るところであり、また、その**法的な正当化については、更なる検討が必要**であることが明らかとなった。現段階では、**具体的な制度設計を離れて、拡大集中許諾制度の一義的な正当化事情を特定することは非常に困難**であることから、著作権制度の改正により**拡大集中許諾制度導入の検討をする場合は、具体的な制度内容の検討を併せて行いつつ、その法的正当化の可否について検討を進める**ことが必要である。
- 検討に当たっては、**制度導入の必要性、どのような制度設計が望ましいか及び当該制度の導入によって期待される政策効果を明らかにするため、権利者不明著作物を含む集中管理のなされていない著作物の利用に係るニーズを把握した上で、これを踏まえた検討を行うことが適当**である。その際には、著作物の流通推進を図る制度としては、**補償金請求権を伴う権利制限、報酬請求権、裁定制度、ライセンス優先型権利制限などの制度も存在し、これらの制度の中で、あるいはこれらの制度を組み合わせたスキームにより、実質的に拡大集中許諾制度と同様の制度を実現する**ということが考えられることにも留意し、**ニーズの内容や特徴に応じた適切な政策手段を選択する必要**がある。

拡大集中許諾制度の検討

【今後の検討の進め方】

- 調査研究によれば、**拡大集中許諾制度の導入効果が高い分野**としては、①権利処理を必要とする著作物等の数が多い、集中管理が十分に発展しておらず権利者全体に占める非構成員の割合が高い、権利者不明著作物等の割合が高いなどの理由により**取引費用が高い分野**であって、②対象となる著作物等の**利用形式が非定型的である分野**、であると考えられる。もともと、諸外国の立法例や運用の実態をみると、拡大集中許諾制度の実施団体としての**適格性を担保する要件**として、**当該団体が相当程度の代表性を有することが挙げられており、政策手段の選択にあたっては、これらの点についても留意することが適当である。**
- 今後は、事務局において、文化庁に寄せられているニーズや関係者へのヒアリングなどを踏まえ、**著作物等の流通推進のために必要な制度改正を検討する利用行為の洗い出し**を行い、拡大集中許諾制度の導入へのニーズの有無、導入により期待される効果、諸外国における導入状況なども参考にしつつ、**利用行為の特徴に応じて、拡大集中許諾制度(あるいはそれに類似する制度)の導入が望ましいか否かについて、法制・基本問題小委員会等において議論を行い、具体的な制度設計及びその法的正当化の可否について検討を進める。**